

神戸市税滞納処分による差押財産の強制売却 差押財産公売のお知らせ(期間入札)

神戸市では、市税の滞納により差し押さえた不動産を、期間入札(郵送型入札)の方法により強制的に売却して換価する「公売」を行います。

市有財産(市有地、不用物品等)の売却とは全く違う別の制度です。

重要 差押財産公売とは(必ずお読みください)

- 公売とは、市税等の滞納のため差し押さえた財産(公売財産)を強制的に売却させて、その代金を滞納市税等に配分する強制徴収(行政上の強制執行)の制度です。
- 公売において、神戸市は強制徴収を実行する執行機関であって、売主でも仲介業者でもありません。また、売却について所有者等の権利者の同意も得ていません。
- 公売が正常取引による売買ではないため、代金を納付した落札者は、売却意思のない所有者から「現状有姿・返品不可」を承知で公売財産を買い受けたものとされます。
- 事前に公売財産に関する情報を収集・精査し、「差押財産公売は正常取引による売買ではない」ことを理解したうえで、公売に参加してください。
- また、今回の公売へ参加される場合は、必ず事前に「差押財産公売参加の手引き(期間入札)」記載内容をご確認の上、参加してください。

～法改正～

令和3年1月1日以降、入札しようとする公売財産が不動産である場合には、①入札をしようとする方(その方が法人である場合には、その役員)が暴力団員等に該当しない旨、②自己の計算において入札をさせようとする方(その方が法人である場合には、その役員)が暴力団員等に該当しない旨の陳述書の提出が必要になります。

☆期間入札日程

公 売 場 所	神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎5階 神戸市行財政局税務部収税課
入 札 期 間	令和5年11月14日(火)8時45分から令和5年11月21日(火)17時15分まで
【期間内必着】	(※)事前に入札書類を入手してください(入手方法等はホームページに掲載)
公売保証金提供期限	令和5年11月21日(火)15時
開 札 日 時	令和5年11月27日(月)10時
売却決定日時	令和5年12月12日(火)10時
買受代金納付期限	令和5年12月12日(火)11時30分

☆公売財産(期間入札分)一覧【入札書は、入札期間内必着です】

売却区分	見積価額(円)	公 売 財 産	
	公売保証金額(円)	種類(※)	所在地等(※)
223-1	7,750,000	宅地	神戸市北区鈴蘭台東町五丁目3番60
	780,000		神戸市北区鈴蘭台東町五丁目3番61

(※)公売財産の種類、所在地等は登記簿表示であり、現況との相違は買受人の引受けとなります。

(裏面も御覧ください)

☆注意事項

- (1) このお知らせに掲載されている公売財産（以下「本公売財産」という。）は執行機関の管理物件ではありません。本公売財産への立入りはご遠慮ください。
- (2) あらかじめ本公売財産の現況、法令上の規制等を確認し、不動産登記簿等を閲覧したうえで入札してください。
- (3) 本公売財産について、公売を中止することがあります。事前に公売の中止の有無をお問い合わせください。
- (4) 執行機関は本公売財産の保全・引渡義務を負いません。占有者等に対して明渡しを求める場合や本公売財産内の動産を処理する場合は、全て買受人の責任において行うことになります。
- (5) 公売財産の種類又は品質に関する不適合は買受人の引受けとなり、執行機関、関係権利者ともにその担保責任を負いません。なお、本公売財産に係るアスベスト、土壌汚染、地下埋設物などに関する専門的調査は行っておりません。
- (6) 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者と、買受人が協議してください。執行機関は協議の成否について責任を負いません。

※)入札手続、物件概要など詳細は **「神戸市 期間入札公売」で検索**

問い合わせ先：収税課（整理支援）【電話】078（647）9473

◆この印刷物は、神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準を満たす紙を使用しています。

令和5年10月制作
神戸市行財政局税務部収税課
(新長田合同庁舎5階)

